

明治太政官における歴史記述の模索

——修史館編「征西始末」をめぐる——

松 沢 裕 作

はじめに

明治太政官政府が、明治五年一〇月の太政官正院歴史課設置以来、修史局、修史館とその名称を変えながら、「正史」編纂のための部局をその一部として一貫して有していたこと、それら正史編纂部局における歴史編纂が、史学史上のいわゆる「官学アカデミズム」の淵源をなしたことは周知の事実であろう。しかし一方で、修史部局が一貫して取り組んだ課題のなかに、「復古記」に代表される、同時代史編纂事業があったことは、史学史上においては十分な位置づけがはかられているとはいえない。明治五年に編纂が着手された「復古記」は、その時点から見ればわずかに五年前の事件を対象とした「歴史」であったのであり、「修史」事業は、今日の「歴史」の語感が示すような、現在から切り離された遠い過去に対象を限定していたのではなく、直近の過去までを含んでいたことを念頭におくことは、明治太政官における正史編纂事業の全体像を捉える上で不可欠であろう。

具体的にいえば、修史部局が編纂した主要な同時代史は、「復古記」、「明治史要」、「征西始末」の三つであるが、とりわけ「征西始末」は、

明治一〇年の西南戦争の記録を、翌一一年から編纂するという、出来事と編纂の間に時間差がほとんどない、という点で特筆すべき書物である。

従来、「征西始末」については、本稿でも後に触れる重野安繹の講演や末松謙澄意見書などから、構想段階での西欧の歴史書の影響が論点として指摘されているが、「征西始末」そのものは、「主として編年の戦争の記述」であって、西欧歴史書の方法を取り入れることはできなかった、と評価されてきた⁽²⁾。しかし、「征西始末」は、既に述べたような編纂の同時代性の際立った高さとならんで、「復古記」「明治史要」のような編年網文—引用史料型(『明治史要』の場合は引用史料を含まず、編年網文が列挙されるだけであるが)の書物ではなく、引用史料をさまざまにつつ全体は地の文で叙述される、いわば通常の意味での「歴史記述」であるという特徴を持つ。三つの同時代史編纂物との比較という点からは、編纂過程の分析を行わずに単にこれを「編年の戦争の記述」としてしまふのにはいささか問題がある、といえよう。

本稿では、「征西始末」編纂の経緯とその材料の収集過程の解明、および残された諸稿本の比較検討という基礎的作業を踏まえ、「征西始末」の修史事業史上の位置づけをはかり、それを通じて太政官修史部局にお

ける歴史記述 (historiography) の模索の一端を明らかにしたい。

一 「記録」と「修史」

今日知られる「征西始末」編纂の発端は、次に掲げる明治一〇年一月三〇日の太政官書記官の上申である。⁽³⁾

今春鹿児島逆徒征討被仰出ヨリ残賊平定ニ至ル其間諸軍之戦状、各地之探報及出張文官報告筆記、降服人口供聞取書等、逐次輯集有之候処、右ハ明治史中一要部ニ付、此際修史館ニ附シ速ニ編纂被仰付可然ト存候

すなわち、書記官において西南戦争記録の編集が着手されており、しかしそれは「明治史中一要部」であるので修史館で編纂されるのが望ましいと書記官側では考えられるに至り、記録材料を修史館に引き渡したと上申しているのである。これを受け、同年一月十九日、修史館宛に「鹿児島逆徒征討書類悉皆下付」の達が出され、記録編輯の修史館移管が決定した。

一方修史館側では、一月二四日の内閣宛上申において、政府各機関に対して、西南戦争書類を提出するよう命じる達を太政官から出すことを要求した。これに基づき、翌明治一一年一月二八日、各機関宛に出された太政官達の内容をまとめたものが表1である。ここから、旧征討総督たる有栖川宮と各省・関係各府県に対し、公文書と関係者の手記の修史館提出が求められた。⁽⁴⁾

この達および修史館独自の収集によって集められた編纂材料の全貌については、修史館で複数回にわたって目録を作成している。「西南事件記録目録」(以下目録A)⁽⁵⁾、「西南事件記録目録」(以下目録B)⁽⁶⁾、「西南事件討書類目録」(以下目録C)⁽⁷⁾の三種である。最も整理された目録である目録A(明治一三年ごろの作成と考えられる)を元に、今日東京大学史

表1 明治11年1月28日の達内容

達宛先	提出対象
有栖川宮熾仁親王	征討総督府諸記録、九州臨時裁判所記録、逆徒口供・裁判書、附属官吏等の私記・覚書・往復書翰・探報書
陸軍省	征討諸記録、近衛各鎮台兵戦記、戦闘線図、将校以下私記・覚書・往復書翰、探報書、但し参軍報告書は除く
海軍省	征討諸記録、戦闘線図、将校以下私記・覚書・往復書翰・探報書
開拓使	出兵戦記、諸記録、出張官吏・兵士等私記・覚書・往復書翰・探報書
外務省・内務省・大蔵省・文部省・工部省・司法省・宮内省	関係の諸記録、戦地其他出張官吏記録、官吏等外雇等私記・覚書・往復書翰・探報書
内務省	警視局警察探索諸記、戦地出張戦記、警視官始め巡査等私記・覚書・往復書翰・探報書
鹿児島県・熊本県・大分県・長崎県・福岡県	関係の諸記録、戦地諸記、県内暴動事情、県官より区戸長士民等私記・覚書・往復書翰・探報書
内務省	賊徒懲役人の内その事情及び戦地の形状など詳悉する者の顛末を筆記したもの、あるいは口述書
府県(東京府及び賊徒懲役人発配無之の府県を除く)	賊徒懲役人の内その事情及び戦地の形状など詳悉する者の顛末を筆記したもの、あるいは口述書

出典：「公文録」明治十一年一月局(国立公文書館所蔵、2A-10-公2237)

料編纂所に所蔵されている史料と対照させて表2～8を作成した。目録Aは、諸材料を「諸庁上申書」「府県進達懲役人筆記」「秘閣蔵本」「板本買入」「地図」「借書」「雑部」に分類している⁽⁸⁾ので、この分類に基づき以下検討を加える。

(1) 諸庁上申書・府県進達懲役人筆記(表2・表3)

提出を命じられた各機関から提出された書類および各地の監獄に収監されていた旧薩軍兵士の手記類である。目録に見えないが、今日東京大学史料編纂所にそれに相当すると思われるものが存在する場合もこれを掲載した(表2・一四一～一三〇)。太政官本局から回付されている表2・番号一～八は、修史館への移管に先立ち書記官局で編纂したものであり、該当書類なしと回答した文部省を除き、明治一一年九月までに、一月二八日達で命ぜられた機関のうち、陸海軍省以外の諸機関は書類を提出したことがわかる。

また、表2においては、目録記載の書目と現在東京大学史料編纂所に所蔵される該当史料を対照し、これを①編纂物、②写本、③原本の三種に分類した。①編纂物とは、提出者である各機関が、それぞれの機関に所蔵される公文書をそのまま謄写するか、記録を再構成して(日誌状の体裁にまとめるなどして)提出したものであり、②写本とは、各機関等が所蔵する書類を、修史館が謄写したものである。一方、③原本とは、手記の場合は、手記の執筆者自身が作成した手記原本と思われるものを指し、公文書の場合は、西南戦争時に作成授受された公文書そのものである(決裁印および罫紙の状態から判断した)。表2の大部分は①の編纂物であり、修史館の求めに応じるために各機関でも相当の労力を投じて謄写本や記録類を編纂したことが知られる。

同時に注目されるのが、一部に公文書原本をそのまま提出している例が見られることである。いずれも司法省提出物である(目録に直接の対

応物を見出せない目録番号一二三、一二七～一二九はおそらく目録番号六〇「長崎上等裁判所検事局書類」の一部を構成していたと考えられるので、これも司法省提出物である)。これら司法省提出の公文書原本は「目録C」では「借書」のカテゴリーに分類されており、当初は司法省から一時的に修史館に貸し出されたもので、その後修史館に移管されたものと考えられる文書の一群である。

このような借用と移管のゆれの問題は、他機関との間でも見られ、例えば大分県「騷擾襍(雑)報」および「討薩戦記探偵書」の提出時に、同書を用済後は大分県に返却するよう求めているのだが、大分県提出の原本は現在史料編纂所に伝存している。また明治一一年三月二五日、太政官本局庶務掛より修史館宛に、下付書類中の電報録のうち明治一〇年三月・四月分について「大臣公御入用」につき返却ありたしと照会が出され、修史館は該書二・三・四・五の四冊を本局に送付しているが、その際「尤該書ハ悉皆御下付之心得ニテ秘閣本ニ收入致置候間、御用済ハ早々御返附有之度云々」と申し添えている。逆に、表2記載の材料の内、開拓使のものは一部開拓使に返却されているのではないかと思われる。

一方、「目録A」の段階においては、戦闘の当事者であった陸海軍省は一切書類を提出していない。これについては、明治一一年六月四日、陸軍省より、いまだ各旅団より書類の提出がなく、各軍団において編輯中のため整備次第これを提出するが、現在のところ提出は不可能であると太政官書記官に申し入れがなされている。「目録A」における陸軍関係書類は、太政官書記官における編纂段階で作成された「征討参軍報告」と、公刊戦史である「征討軍団記事」(明治一三年公刊。その原稿段階で修史館が謄写したのと思われる)にとどまる。陸軍は独自の戦史編纂を進めており、それに先立ち修史館の事業に材料を提供する意思はなかったものと思われるのである。

表2 「諸庁上申書」

番号	提出者	史料名	提出年月日	種別	備考	現所蔵・請求記号
1	本局	電報録	11年9月	編纂物	目録注記「記録掛書ノ分」 太政官罫紙	4140.7-62
2	本局	山形県電報	11年9月	編纂物	目録注記「記録掛書ノ分」 太政官罫紙	4140.7-65
3	本局	電報秘録	11年5月	編纂物	太政官罫紙	4140.7-64
4	本局	口供并宣告書写		活版		1040.7-178
5	本局	鹿兒島征討雜録	11年1月28日	編纂物	目録注記「鹿兒島征討始末三本・同別録 二本・附録一本ヲ総称ス」 太政官罫紙 目次あり	4140.7-36
6	本局	熊本籠城日記		編纂物	目録注記「鹿兒島征討始末卷二ヨリ抽出」 太政官罫紙	4140.7-38
7	本局	征討參軍報告			目録注記「鹿兒島征討始末卷二ヨリ抽出」 太政官罫紙	(未整理)
8	本局	賊徒姓名簿	11年1月28日	編纂物	太政官罫紙	4140.7-118
9	九州臨時 裁判所	国事犯裁断書	11年9月20日	編纂物	九州臨時裁判事務局・九州臨時裁判残務 取扱局罫紙	4140.7-116
10	九州臨時 裁判所	国事犯裁断書 番外・一号・二号	11年11月	編纂物	九州臨時裁判事務局・九州臨時裁判残務 取扱局罫紙	4140.7-117
11	九州臨時 裁判所	国事犯犯罪人名簿	11年9月20日	編纂物	九州臨時裁判事務局罫紙	4140.7-120
12	九州臨時 裁判所	無罪人名	11年9月20日	編纂物	九州臨時裁判事務局罫紙	4140.7-121
13	九州臨時 裁判所	国事犯処刑宣告前死亡編冊	11年9月20日	編纂物	九州臨時裁判事務局・九州臨時裁判残務 取扱局罫紙	4140.7-119
14	九州臨時 裁判所	福岡・長崎九州臨時裁判所に申并内閣往復全書	11年11月	編纂物	九州臨時裁判事務局罫紙	4140.7-98
15	九州臨時 裁判所	九州臨時裁判所国事犯取扱書類 福岡・山口萩・ 長崎・熊本・鹿兒島・大分・宮崎	11年11月	編纂物	九州臨時裁判事務局罫紙	4140.7-94
16	九州臨時 裁判所	東京九州臨時裁判事務局上申指令全書	11年11月	編纂物	九州臨時裁判残務取扱局罫紙	4140.7-101
17	九州臨時 裁判所	東京九州臨時裁判事務局国事犯取扱書類	11年11月	編纂物	九州臨時裁判事務局罫紙	4140.7-94
18	九州臨時 裁判所	九州臨時裁判所・九州臨時裁判事務局総人員簿	11年11月	編纂物	九州臨時裁判残務取扱局罫紙	4140.7-104
19	開拓使	八代口行營公文録第一卷二	11年4月			北海道立図書館所蔵本カ
20	開拓使	八代口行營公文録卷三・同征討死傷概表	11年4月			北海道立図書館所蔵本カ
21	開拓使	警報摘要	11年4月	編纂物	開拓使罫紙	4140.7-83
22	開拓使	鹿兒島出張日誌 一回部・同附録・同日誌第二 回部	11年4月			北海道立図書館所蔵本カ
23	開拓使	西京出張日誌 第二回部	11年4月	編纂物	開拓使罫紙	4140.7-56
24	開拓使	八代口征討日誌摘録	11年4月	編纂物	開拓使罫紙	4140.7-49
25	外務省	西南騷擾関係雜纂		編纂物	外務省罫紙	4140.7-50
26	外務省	鹿兒島県屋外人数名解備一件(外国人解備一件)		編纂物	外務省罫紙	4140.7-85
27	外務省	鹿兒島県戦中派出書類		編纂物	外務省罫紙	4140.7-78
28	内務省	營中日誌	11年9月	原本カ	無銘罫紙 岩崎権私記	4140.7-136
29	内務省	植木役闘日注	11年9月	原本カ	無銘罫紙 著者「良頭」	4140.7-48
30	内務省	警視隊熊本籠城日誌(第一号警視局雜録)	11年9月	編纂物	「熊本警視出張所国事犯取調表」と合綴 警視局罫紙	4140.7-82
31	内務省	田原・植木方面警視隊戦闘報告表(第二号警視 局雜録)	11年9月	編纂物	表	4140.7-82
32	内務省	別働第三旅団戦闘記并表	11年9月			
33	内務省	豊後路出張東京警視隊原隊戦闘略記(第三号警 視局雜録)	11年9月	編纂物	警視局罫紙	4140.7-82
34	内務省	豊後路并日向路戦闘略図(第四号警視局雜録)	11年9月	編纂物	絵図	4140.7-82
35	内務省	東京警視隊原隊豊後路出張旅行日誌	11年9月	編纂物	警視局罫紙	4140.7-86
36	内務省	萩原隊賊情探偵書類(第五号警視局雜録)	11年9月	編纂物	警視局罫紙	4140.7-82
37	内務省	西南之役往復書(第六号警視局雜録)	11年9月	原本カ	警視局罫紙	4140.7-82
38	内務省	熊本警視出張所国事犯取調表	11年9月	編纂物	「警視隊熊本籠城日誌」に合綴 警視局罫紙・表	4140.7-82
39	内務省	警視隊四国出張日誌	11年9月	編纂物	警視局罫紙 明治11年2月14日権大警部有馬純堯代理 二等警部太田正直より川路大警視宛上申	4140.7-88
40	内務省	大分鹿兒島熊本探偵書(第七号警視局雜録)	11年9月	編纂物・ 一部原本カ	警視局・警視出張所罫紙	4140.7-82
41	内務省	明治十年五月ヨリ探偵書類(第八号警視局雜録)	11年9月	原本カ	警視局罫紙	4140.7-82
42	内務省	警視局巡查西南之役雜記(第九号警視局雜録)	11年9月	原本	無地紙 三等巡查遠藤繁三郎・四等巡查倉野藤太 等手記	4140.7-82
43	内務省	熊本賊陣中秘録(賊軍中日録・賊參謀局日記)	11年9月	編纂物	警視局罫紙	4140.7-43

番号	提出者	史料名	提出年月日	種別	備考	現所蔵・請求記号
44	内務省	熊本賊徒名簿	11年9月			
45	内務省	熊本賊徒本陣并隊名簿	11年9月			
46	内務省	熊本上族鎮撫設立理由(第十号警視局雑録)	11年9月	編纂物	警視局野紙	4140.7-82
47	内務省	鹿児島実地見聞書(第十一号警視局雑録)	11年9月	原本カ	無地紙、警視局野紙 松山信吾手記	4140.7-82
48	内務省	遭難者始末書	11年9月	編纂物	警視局野紙	4140.7-84
49	内務省	林内務少輔西南事件二付出張中日記(林友幸西南出張日記)	11年9月28日	編纂物	内務省野紙	4140.7-89
50	内務省	内務大書記官石井省一郎熊本県仮庁中日誌(石井省一郎熊本県仮庁日記)	11年9月28日	編纂物	内務省野紙	4140.7-93
51	内務省	西南日誌 原正澄筆記	11年9月28日	原本	無銘野紙 筆者印あり	4140.7-45
52	内務省	戦状電報録 内務省	11年9月28日	編纂物	内務省野紙	4140.7-63
53	内務省	探偵或ハ日誌類 内務省(内務省雑録)	11年9月28日	編纂物	内務省野紙	4140.7-58
54	内務省	内務省社寺局書類	11年12月17日	編纂物	内務省野紙	4110-8
55	大蔵省	九州地方賊徒騷擾之際派出官員公文并手帖(大蔵省雑録)		編纂物	大蔵省野紙	4140.7-90
56	工部省	西南征討御用中テール船航海日誌(第一号工部省雑録)	11年9月7日	編纂物	工部省野紙	4140.7-79
57	工部省	明治十年鹿児島逆徒討二付電信局官吏出張記事(第二号工部省雑録)	11年9月7日	編纂物	工部省野紙	4140.7-80
58	工部省	鹿児島県逆徒討二付明治十年二月ヨリ十二月迄之間京神間鉄道運輸記事(第三号工部省雑録)	11年9月7日	編纂物	工部省野紙 明治11年3月8日 井上勝鉄道局長から伊藤工部卿に上申	4140.7-81
59	司法省	鹿児島逆徒一件書類	11年8月15日	原本	各種野紙、電報用紙など 目録Cでは「借書」	4140.7-57
60	司法省	長崎上等裁判所検事局書類	11年8月15日	原本	各種野紙 目録Cでは「借書」	4140.7-95
61	司法省	熊本裁判所書類	11年8月15日	編纂物	熊本裁判所および熊本裁判所大分支庁野紙 目録Cでは「借書」	4140.7-96
62	司法省	広島裁判所書類	11年8月15日	編纂物・ 私記部分は 原本	広島裁判所野紙および無銘野紙 目録Cでは「借書」	4140.7-102
63	司法省	大坂裁判所書類	11年8月15日		目録Cでは「借書」	(未整理カ)
64	司法省	大阪上等裁判所検事局書類	11年8月15日	編纂物	大阪裁判所野紙 目録Cでは「借書」	4140.7-108
65	司法省	京都裁判所書類	11年8月15日	編纂物・ 私記部分は 原本	京都裁判所野紙、私記部分は無銘野紙 目録Cでは「借書」	4140.7-99
66	司法省	判事補山本守時私記	11年8月15日	原本カ	無銘野紙 目録Cでは「借書」	4140.7-103
67	宮内省	宮内省少書記官及侍従手控(第一号宮内省雑録)	11年6月12日	編纂物、 一部原本カ	52は宮内省野紙 53は無銘野紙	4140.7-52、53
68	宮内省	宮内省上申鹿児島征討関係書類(第二号宮内省雑録)	11年6月19日	編纂物	宮内省野紙	4140.7-51
69	鹿児島県	丁丑乱概 鹿児島編纂	11年12月	写本	無地紙 「明治十一年十二月岩村令ヨリ借写ス」とあり	4140.7-6
70	熊本県	熊本県違書	11年6月4日	編纂物	熊本県野紙	4140.7-92
71	熊本県	事変日誌 十年二月ヨリ九月ニ至ル	11年6月4日	編纂物	熊本県野紙	4140.7-34
72	熊本県	籠城日誌	11年6月4日	編纂物	熊本県野紙	4140.7-39
73	熊本県	区戸長并士民私記(熊本県雑録)	11年6月4日	原本	無銘各種野紙	4140.7-124
74	大分県	騷擾様誌		編纂物	大分県野紙 凡例あり	4140.7-41
75	大分県	府県鎮台往復(第一号大分県雑録)	11年7月10日	編纂物	大分県野紙	4140.7-35
76	大分県	各地往復(第二号大分県雑録)	11年7月10日	編纂物	大分県野紙	4140.7-35
77	大分県	諸向照会録(第三号大分県雑録)	11年7月10日	編纂物	大分県野紙	4140.7-35
78	大分県	諸向進隊(第四号大分県雑録)	11年7月10日	編纂物	大分県野紙	4140.7-35
79	大分県	諸違書録(第五号大分県雑録)	11年7月10日	編纂物	大分県野紙	4140.7-35
80	大分県	討薩戦記		写本	修史館野紙 「借書」に大分県本あり(4170-60に現存)	4140.7-3
81	大分県	三好退蔵探索書		写本	修史館野紙 「借書」に大分県本あり(4170-60に現存)	4140.7-61
82	長崎県	長崎電報録(第一号長崎県記)		編纂物	長崎県野紙	4140.7-66
83	長崎県	鹿児島暴動電信録(第二号長崎県記)		編纂物	長崎県佐賀支庁野紙	4140.7-67
84	長崎県	福岡暴動電信録(第三号長崎県記)		編纂物	長崎県佐賀支庁野紙	4140.7-68
85	長崎県	鹿児島賊徒御征討関係書類(第四号長崎県記)		編纂物	長崎県野紙	4140.7-69
86	長崎県	鹿児島逆徒御征討二付引弘タル同県元備外国人一件(第五号長崎県記)		編纂物	長崎県野紙	4140.7-70
87	長崎県	管外探偵日記(第六号長崎県記)		編纂物	長崎県野紙	4140.7-71
88	長崎県	出入船報告(第七号長崎県記)		編纂物	長崎県野紙	4140.7-72
89	長崎県	臨時裁判所往復(第八号長崎県記)		編纂物	長崎県野紙	4140.7-73
90	長崎県	管内取締日記(第九号長崎県記)		編纂物	長崎県野紙	4140.7-74
91	長崎県	各出張所往復(第十号長崎県記)		編纂物	長崎県野紙	4140.7-75
92	長崎県	各府県出張官員等往復(第十一号長崎県記)		編纂物	長崎県野紙	4140.7-76

番号	提出者	史料名	提出年月日	種別	備考	現所蔵・請求記号
93	福岡県	明治十年鹿児島県土族暴挙之処務綴録(福岡県雑録)		編纂物	目録注記「記録掛謄写ノ分」 太政官謄紙 例言あり	4140.7-77
94	福岡県	明治十年福岡県騷擾記事		編纂物	目録注記「記録掛謄写ノ分」 太政官謄紙	4140.7-46
95	鹿児島県	鹿児島県人民ヨリ賊徒へ用立候金殺調(鹿児島県雑録)		編纂物	鹿児島県謄紙 明治11年12月29日鹿児島県大書記官渡辺千秋より修史館監事三浦安宛上申(太政官謄紙)	4140.7-91
96		内閣記 島津久光建白 片岡健吉等建白		写本	修史館謄紙・原稿用紙 目録注記「第一局ニ於テ謄写」	4140.7-126、4140.7-129
97		薩摩叛乱記 渋谷啓蔵訳		翻訳稿本	太政官謄紙	4140.7-31
98		九州賊徒征討費決算報告		活版	活版 明治13年2月24日付太政官書記官より修史館宛送り状あり	1053-41
99		陸軍将官勲功履歴		写本	無地紙	4140.7-131
100		太政官・元老院有功者履歴		写本	無地紙	4140.7-128
101		征討軍団記事		写本	太政官謄紙	4140.7-32
102		大蔵省・外務省有功者履歴		写本	修史館謄紙	4140.7-130
103		熊本戦闘日記・熊本鎮台戦闘日記		写本	修史館原稿用紙	4140.7-47、4140.7-37
104		陸海軍有功者履歴抜書		写本	修史館謄紙	4167-9
105		岡谷繁実開書		原本	修史館原稿用紙 日日新聞抄録を懲役人質問と照合したもの	4140.7-115
106		桐陰仙話		原本カ	無地紙	4140.7-112
107		硝雲彈雨追記抄録		原本	熊本県平民木村弦雄手記 4140.7-26は写本	4140.7-25、26
108		懲役人質問		原本	修史館原稿用紙 岡谷繁実・木下真弘による市ヶ谷監獄における質問記録	4140.7-105
109		島田直次郎西南出張筆記		原本カ	無地紙	4140.7-87
110		細川護久家従鬼塚通理書状		写本	修史館謄紙	4140.7-127
111		光永新吉覚書		写本	修史館謄紙 明治13年6月木下真弘による奥書あり	4140.7-19
112		佐々友房筆記 旧硝雲彈雨一斑		原本カ	無銘謄紙	4140.7-33
113		伝聞日誌		原本カ	無地紙	4140.7-123
114	(目録未掲載)	中津暴動書類綴		原本	各種謄紙 長崎上等裁判所宛書類	4170.7-113
115	(目録未掲載)	福岡暴動書類綴		原本	各種謄紙 長崎上等裁判所検事局書類	4170.7-114
116	(目録未掲載)	高知県靖献社意見書		写本	修史館原稿用紙	4140.7-125
117	(目録未掲載)	賊難ニ斃レシ者追賞人名録		写本	修史館原稿用紙	4140.7-132
118	(目録未掲載)	西南騷擾記		写本	熊本県土 堀内古洞輯録 修史館原稿用紙 4140.7-22目録に記載あり	4140.7-40
119	(目録未掲載)	騷擾報		編纂物	大分県謄紙 「借書」に記載のものか	4140.7-42
120	(目録未掲載)	鹿児島暴動一件日誌		編纂物	長崎上等裁判所謄紙	4140.7-44
121	(目録未掲載)	京都行在所達書留		原本カ	太政官謄紙	4140.7-54
122	(目録未掲載)	京都行在所布告留		原本カ	太政官謄紙	4140.7-55
123	(目録未掲載)	戦地探偵書類		原本	長崎上等裁判所謄紙など	4140.7-59
124	(目録未掲載)	熊本福岡山口国事犯口供		写本	修史館謄紙	4140.7-97
125	(目録未掲載)	九州臨時裁判所国事犯宣告書 月日無之分		編纂物	九州臨時裁判所残務取扱局謄紙 明治11年8月22日残務取扱局より太政官庶務課、9月24日庶務課から修史館宛送り状あり	4170.7-100
126	(目録未掲載)	南関高瀬ニ於テ検事仮局日誌		編纂物	長崎上等裁判所謄紙	4170.7-106
127	(目録未掲載)	長崎上等裁判所高瀬検事仮局往復書類		原本	各種謄紙、電報用紙等 4170.7-95と一連カ	4170.7-107
128	(目録未掲載)	長崎上等裁判所検事局臨時電信録		原本	各種謄紙、電信用紙等 4170.7-95と一連カ	4170.7-109
129	(目録未掲載)	長崎上等裁判所検事局探偵書類		原本	各種謄紙 4170.7-95と一連カ	4170.7-110
130	(目録未掲載)	明治十年各裁判所往復綴		原本	各種謄紙 鹿児島県庁文書、ただし後年移管カ	4140.7-144

出典：「西南事件記録目録」(4170.7-21)

注記：特に記載のない史料の現所蔵者は東京大学史料編纂所。

表3 「府県進達徴役人筆記」

史料名	請求記号
賊徒徴役人筆記 青森県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 茨城県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 石川県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 新潟県	4240-4
賊徒徴役人筆記 群馬県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 秋田県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 広島県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 井口述書取 山梨県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 和歌山県	(不明)
賊徒徴役人筆記 神奈川県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 栃木県	4140.7-111
戦場実録 岩手県	4140.7-12
拳兵始末細書 堺県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 宮城県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 熊本県	4140.7-111
国事犯戦地履歴 埼玉県	4140.7-111
戦地事情 千葉県	4140.7-111
西氛事原録 岩手県	4170.7-122
賊徒徴役人筆記 福島県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 岡山県	4140.7-111
賊徒徴役人筆記 東京府	4140.7-143

出典：表2に同じ

これに対する修史館側の対応として、明治一五年一月、修史館内では、担当の御用掛岡谷繁実から次のような意見書が提出されている。⁽¹³⁾
 征西史料採集之義、当春以来中止相成居候義は、是迄官省院使府県ヨリ差出候諸書類并ニ諸将校・諸新聞記者等筆記留書、報道通知之類ニ至ル迄本館江有之候分ハ細大不漏悉皆採摭相済候得共、第一之陸軍省文書未タ差出シ無之ニ付、一時中止ニ相成居候、然ル処過日來山県參軍私記有之趣伝承候ニ付、兎玉氏ニ借覽之義周旋倚頼致シ候処、早速承諾ニ相成、西征私史八冊貸シ呉候、其詞ニ曰ク、間違有之所ハ直シ呉候様ニトノ事、又機密之義悉皆書載致シ置候ニ付他見ハ見合ハセ呉候様ニトノ義ニ有之候、早速一閱致シ候処、戦争闘撃ノ事ニ至リ候テハ是迄取調候所ニ大異同ハ無之候得共、帷幄ノ謀議ヨリ諸将校ノ意見往復等ニ至リテハ事皆機密ニ渉ルヲ以テ傍ヨリ知ル能ハサルモノ此々有之、所謂征西始末ノ精神トモ可申モノニ有之、史料第一等之モノト確認仕候、且此借書ヲ以テ直チニ採集ノ料ニ相供シ候ト申訊ニハ不相成候ニ付、何卒一本速ニ謄写致シ申度奉

表4 「秘閣蔵本」

書名	注記	請求記号
鹿児島県賊徒戦死姓名録	加悦喜多八編輯 活版	1043-550
南洲詩文	村瀬之直編輯	不明
西征史藁	浅田耕編纂	1040.7-33

出典：表2に同じ

表5 「板本買上」

書名	注記	請求記号
西南征討史略	青木輔清編纂	不明
近世四戦紀聞	橋爪貫一編輯	1040.7-60
遭難記実	日報社印刷	1040.7-61カ
従征日記	陸軍会計二等司契川口武定著	不明
西征史藁	浅田耕編纂 「秘閣蔵本」と重複記載カ	1040.7-33
丁丑乱概	鹿児島県編輯	不明
改正増補西南征討史略	青木輔清編纂	1040.7-36
征討軍団記事	陸軍省文庫	1040.7-74

出典：表2に同じ

存候、正誤等ノ義ハ追テ官ノ余暇ヲ以テ相任シ可申敷ト相考候
 明治一五年の段階で陸軍省の書類提出がないため編纂が中断してしまっていること、山県有朋の私的記録である「西征私史」を謄写することを計画しているのである。「西征私史」は実際に謄写されているが、明治一三年〜一七年にかけて成稿したと思われる現存の「征西始末」最終稿本には利用されていない。
 (2) 秘閣蔵本・板本買上 表4・表5
 「秘閣」(当時修史館の管轄下にあった紅葉山文庫)および修史館で所蔵していた刊本類である。数は多くないが、当時出版されていた実録物の類および公刊戦記の類も収集していたことがわかる。

(3) 地図類 表6

刊行地図および内務省地理局地図の謄写図である。内務省地理局地誌課の地誌編纂事業は修史部局との離合を繰り返したこともあり、目録記載の地図が、今日史料編纂所に伝わる地図群のいずれに相当するのかわかるとは難しい。「内務省引継地図」中に同類図がある場合も、修史館謄写図ではなくその原因となった地誌課所蔵図の可能性が高い。地誌課収集地図の一部は現在内閣文庫に伝来するという指摘もあり、同一図の内閣文庫所蔵を参考までに掲載した。

(4) 借書・雑部 表7

上述の通り、「借書」のうち大分県分についてはその後移管替えになつたか、返却されなかつた可能性が高い。記録部から借用している「公文録」は、この目録に掲載されているものが「征西始末」編纂に用いられた「公文録」のすべてではなく、目録の作成された明治一三年中のある時点での借用分と考えられる。「征西始末」で多用される「行在所公文録」などの、明治一〇年分の「公文録」の記載が見えないためである。これらは「目録B」の作成時点より前に借用され、謄写が済んでいたものであろう。「雑部」に関しては性格・伝来とも不明である。

(5) 新聞類 表8

「目録B」には「新聞切張物」として、東京日々新聞、郵便報知新聞、朝野新聞、東京曙新聞、兵事新聞の「切張」(スクラップ・ブック)が記載されているが、これらは伝存しない。切張ではなく、そこから作成された抄録写本のみが伝わっている。

なお、「征西始末」編纂における新聞記事の位置づけについては、「岡谷繁実聞書」⁽¹⁶⁾と題された編纂材料の冒頭に掲げられた次の一文が参考となる。

表6 「地図」

書名	注記	現所蔵・請求記号
熊本近傍図	修史館製 活版局印刷	
同附刻	修史館製 活版局印刷	
肥後日向大隈薩摩四州図	修史館製 活版局印刷	内閣文庫(国立公文書館) ㊦291-0384Bカ
郵便線路之図	郵便通信寮板	内務省引継地図-0470カ
西海道全図	陸軍省板	内閣文庫(国立公文書館) 177-0878ないし0877カ
豊後竹田・岡城図	内務省地理局写	内務省引継地図-0295-(1)カ
豊後臼杵市坊図	内務省地理局写	内務省引継地図-0295-(2)カ
豊後佐伯市坊図	内務省地理局写	内務省引継地図-0295-(3)カ
戦地近傍絵図	十一年十一月十三日内務省ヨリ送致	内務省引継地図-0298
八代城下之図	十一年十一月熊本県ニテ謄写ノ上差出ス	内務省引継地図-0270-(1)
人吉城下之図	十一年十一月熊本県ニテ謄写ノ上差出ス	内務省引継地図-0270-(2)
日向全国図	十一年十二月租税局十等属四屋取蔵編図、右大蔵省へ依頼シ謝金ヲ同省へ回ス	
熊本市街図	原本地理局地誌課蔵 十三年十一月本館ニテ謄写	内務省引継地図-0326カ
鹿児島市街図	原本地理局地誌課蔵 十三年十一月本館ニテ謄写	内務省引継地図-0327カ
肥後人吉城図	原本相良頼紹蔵 十三年十一月本館ニテ模写	内務省引継地図-0360
鹿児島県全図	十四年九月図書掛ヨリ相回ル	

出典：表2に同じ

表7 「借書」「雑部」

分類	借用先	史料名	借用年月日	返却年月日	現所蔵・請求記号
借書	大分県	騷擾雑(襖)報	11年3月		4140.7-42
	大分県	騷擾雑(襖)報	11年7月10日		4140.7-42
	大分県	討薩戦記并探索書	11年7月10日		4170-60
	記録部	十一年公文録 司法省之部 附録	12年10月	返却	国立公文書館現蔵
	記録部	十一年公文録局ノ部 五月六月	12年10月28日	11月12日	国立公文書館現蔵
	記録部	十一年太政類典草稿 兵制 治罪	12年10月28日	11月12日	国立公文書館現蔵
	記録部	十一年公文録 陸軍省ノ部十月ノ上 近衛暴拳ノ件	12年10月28日	11月12日	国立公文書館現蔵
	賞勲局	陸海軍有功者履歴	11月17日	返却	「諸庁上申書」に写本あり
	賞勲局	陸海軍有功者履歴	13年1月19日	返却	「諸庁上申書」に写本あり
地図 借用ノ分	地理局	熊本市街図	11年6月	13年11月	内務省引継地図-0326カ
	地理局	鹿児島市街図	11年6月	13年11月	内務省引継地図-0327カ
	相良頼紹	肥後人吉城図	11年10月9日	返却	内務省引継地図-0360
雑部		木戸孝允建白書			目録注記「一局ヨリ回ル」
		島田一郎建白書			目録注記「一局ヨリ回ル」
		島田一郎外一名建白書			目録注記「一局ヨリ回ル」
		島田一郎等斬奸状			目録注記「一局ヨリ回ル」
		大屋祐義建白書			目録注記「一局ヨリ回ル」

出典：表2に同じ

表8 「新聞切張物」

史料名	備考	請求記号
東京日日新聞雑報		
報知新聞雑報		
朝野新聞雑報		
朝野新聞西報		
東京曙新聞		
東京曙新聞雑報		
東京曙新聞戦地実報		
兵事新聞		
兵事新聞戦地郵報		
朝野新聞戦地郵報		
報知社戦地直報(京阪別報 従軍雑話 籠城日記抜萃 戦報附論)		
将校履歴(新聞抜萃)		
戦報採録(福地源一郎 附京信採録)		
戦報採録(南波正康)・戦報別録(久保田貫一)		
賊徒履歴		
賊徒口供		
日日新聞鈔 切張ニ非ス	歴史課・修史館罫紙	4140.7-135
報知新聞鈔 切張ニ非ス	修史館罫紙	4140.7-133
朝野新聞鈔 切張ニ非ス	修史館罫紙	4140.7-134
東京曙新聞鈔 切張ニ非ス	修史館罫紙	4140.7-14

出典：「西南事件記録目録」(4140.7-22)

岡谷繁実聞書ト題スルモノハ日々新聞ノ抄録ナリ、日々新聞ニテハ官撰ノ引書トナラサルヲ以テ、十一年六月十二日、繁実市ヶ谷監獄国事犯木原胤澄・敷根市藏・長倉初三人ニ推問シ、抄録ト符合シタルモノヲ採リ、題シテ岡谷繁実聞書ト云

すなわち、材料として収集はするが、「官撰」史書の情報源としては直接使用できない、という認識があったのである。

さて、以上のような修史館による「征西始末」編纂材料の収集のあり方からは、その編纂事業が直近の事件を対象としていることよって、直近に発生した出来事についての公文書管理と未分離の状態での歴史編纂事業となっていることが看取される。そもそも、西南戦争記録の編纂事業自体が、書記官局、その下にある太政官記録部と、修史館との間で担当の揺らぎがあったのであり、最終的に修史館が担当したのはそれが「明治史中一要部」であるという、出来事の重要性という相対的理由によつてであった。当時の用語で言えば「記録」の領域と「修史」の領域の境界は明確ではなかったのである。

ある組織体を経験した出来事の記録を残す場合を考える場合、一つには記録史料（アーカイヴズ）を管理し、評価・選別し、後世に伝えるという方法（「アーカイヴアルな方法」）があり、一方に、みずからその事件についての歴史記述（ヒストリオグラフィ）を作成するという方法（「ヒストリオグラフィカルな方法」）とが、二つの両極的な理念型として指定できる。

今日、アーカイヴズの重要性が指摘される文脈においては、「アーカイヴズ（史料）を保存するのは、作成母体の、例えば行政、企業などによる目的追求活動、あるいは個人の行動の痕跡が残され、その存在証明をなし、あるいは文書そのものが記念や思い出となり、さらに歴史編纂や諸研究などの二次的使用に幅広く活用できるから」であつて、「活動・

行動の累積的痕跡を保護することが、アーカイヴズ（史料）としての文書・記録を保存する最も基本的な意義⁽¹⁷⁾」である、とされる。つまり、アーカイヴズの一次性とヒストリオグラフィの二次性が今日における常識的理解であると言えよう。それに対し、「征西始末」の編纂事業においては、「アーカイヴアルな方法」と「ヒストリオグラフィカルな方法」とが未分離な状態で、歴史記述が、記録史料のライフサイクルを切断して先行するような事態が発生していたと位置づけることができる。一部の公文書原本が「借用」なのか「上申」なのか不分明な状態に置かれたことはその帰結である。

もちろん、アーカイヴアルな方法が同時代に存在しなかったわけではなく、太政官記録部局による「公文録」の編纂に見られるような記録管理それ自体は、修史事業と並行して存在していた。しかし、両者の境界は明確ではなかったし、西南戦争のような大事件においては部分的にせよヒストリオグラフィカルな方法がアーカイヴアルな方法を従属させること、つまり「修史」が「記録」を従属させることがあったのである。

このような「記録」の「修史」への従属という条件の下では、政府内で複数の歴史記述構想が競合することによつてアーカイヴズの争奪が発生する。陸軍と修史館の編纂材料をめぐる対抗関係もこうした条件に由来するものであったと言えよう。

二 編纂方針と諸稿本

「征西始末」は、最終的には未完に終わり、現在残されている稿本のうち、もつとも完成に近い状態のものは、修史館内の担当部署である三局甲科から提出され、総裁三条実美に回覧されたものの、太政官内閣への上申には至らなかつた段階の全八冊からなるものである。以下これを「最終稿本⁽¹⁸⁾」と呼ぶ。編纂の時期は、修史館から太政官内閣に年二回上

申される「考課表」¹⁹および「最終稿本」の一部に添付されている書類から、明治一二年の下半期に「征西史料」および「征西史料別録」が完成、明治一三年七月に「最終稿本」の第一冊が完成、同年下半期中に第二・第三冊が完成、明治一四年に第四冊、明治一五年に第五冊、明治一七年に第六冊が完成していることがわかる。最終稿本が第八冊目まで完成した年月は不明であるが、明治一九年下半期には「征西始末」の「補正」〔最終稿本〕全体に行われている朱による修正に相当すると思われる）おこなわれていることが「考課表」に記載されているため、一七〜一八年が「最終稿本」全体の成立年代と推定される。

「最終稿本」の成立に至るまでには、一回にわたる編纂方針の立案と、複数の稿本の作成が行われている。以下本節では、この過程を検討する。

1 第一次編纂方針と第二次編纂方針

最初に提起された編纂方針は、明治一一年三月二日、修史館が内閣に上申した編纂例則である。²⁰上申書は、「紀事始末ノ体」をなすものとし、「廟議機密ノ儀等隠忌ナク詳細ニ記載、是ヲ政府ノ実録トシ、其内秘密スヘキノ事条取捨ノ儀ハ、編成上申ノ節条々附箋ヲ以テ相伺御決裁ヲ経候上、世間へ刊行スヘキ一部ノ始末ハ更ニ刪定致候」と述べている。つまり、「征西始末」は「紀事始末」＝「紀事本末」の歴史書であり、まずは政府内文書に基づきすべての事実を記録した書物を作成した後、公刊するのに不適切と考えられる箇所については、内閣の判断を仰ぎ、削除の上出版するとされている。そして、上申書に添付された「例則」によれば、明治一〇年二月一五日の西郷挙兵から、一〇月一〇日の征討総督凱旋までをカバーするものとし、「叙事ノ体事ヲ以テ日ニ繋ケ日ヲ以テ月ニ繋ケ、旁引博搜務テ其情勢ヲ審ニスルヲ要ス」とされている。構成については、第一「九州略図」、第二「熊本県図 附城池市街ノ図及士族戸口ノ概略」、第三「鹿児島県図 附城池市街ノ図及外城ノ

布置士族戸口ノ概略」と地図類を冒頭に配した後、第四に「紀事」として廟諱・布告布達・官員派遣及任免・地方警察・壮兵巡查ノ募集・乱源・各地戦状（附要地地図）・諸県士族ノ附和及立志社情状・恩賜及華士族已下ノ贈遺・臨時病院（附博愛社）・鹿児島県雇外国人解放始末・外国奸商取締の各項目が叙され、第五が兵数、死傷者などの諸表であり、最後に「附」として賊徒兵数及金穀器械・賊徒死傷、「別録」として賞勲賞牌名簿、死傷名簿、罪犯名簿が続く。上申書は「紀事始末ノ体」と述べ、例則は「事ヲ以テ日ニ繋ケ日ヲ以テ月ニ繋ケ」と編年的な編成を示唆しているが、第四「紀事」の記載のあり方から考えても、「征西始末」全体は紀事本末的（つまりテーマ別）の編成を行い、各テーマ内を編年的に編纂するという方針であったのであろう。

一方、明治一三年七月「最終稿本」第一巻に掲載された例言は「本篇戦紀ノ体タリ、而シテ関涉尤モ博ク、一日ノ中数端雜出スルモノアリ、故ニ事ヲ以テ日ニ繋ケ、日ヲ以テ月ニ繋ケ、以テ一篇ノ文字ト為シ、中間復タ事項ヲ分叙セス」と述べており、純粹な編年体を用いると述べている。この「例言」は明治一一年三月の「例則」とは全く文章の異なるものであり、「最終稿本」の成立に際しては「例則」の編纂方針は廃棄され、新たな編纂方針の下で編纂が行われたことを示唆する。

2 諸稿本の検討

以上の編纂方針の転換の経緯を検討するため、次に、現在史料編纂所に所蔵されている「征西始末」稿本類を分析する。

前節で触れた目録のうち「目録B」には、当該目録作成時点で修史館に存在していた「征西始末」稿本も登録されており、それは以下の七種である。

① 征西史料摘要 一冊

② 征西史料 補正 第一ヨリ十二迄 二十冊

③ 征西史料 別録 十五冊

④ 征西始末 第一稿 十三冊

⑤ 同 三十一冊

⑥ 征西史料 二十冊

⑦ 征西始末 原稿草稿 三括

すなわち、「征西始末」の稿本が三種、「征西史料」と同「補正」、同「摘要」、同「別録」という構成である。これらはおおよそ現在まで伝来することが確認できるので、以下、成稿が早いと思われる順にこれらを検討してみよう（稿本のアルファベットは筆者が仮に付したものである）。

(1) 稿本A⁽²²⁾

三一冊からなり、目録記載⑤に相当する。用紙は修史館原稿用紙。明治元年三月宗対馬守に朝鮮への新政府成立通知を命じた命令を起点とし、明治一一年一月二九日の戦死者招魂社合祀で終わる。当該稿本は、基本的には編年史料集であり、日付ごとに史料が（手記・日記類は割裂して）配列されている。一部に史料部分とは別筆で、それらを網文化したものの、つまり史料を元に編年的な事実命題を作成したものが挿入されている。つまり、当該稿本は、史料から網文を作成する作業の途上にあるものと考えられる。網文部分の朱字訂正が次に述べる「稿本B」と一致している箇所があり、また網文上部に順不同の数字が書き込まれ、この数字の順番に「稿本B」の記述がなされていることが確認される。網文が作成されていない部分に関しても、引用史料に朱の傍点が付されており、この傍点のある部分が稿本Bの記述に採用されていることから、「稿本B」は「稿本A」をもとにして作成されたものと考えられる。

(2) 稿本B⁽²³⁾

一三冊からなり、表紙に「第一稿」という記載がある。目録記載④に相当する。用紙は修史館原稿用紙。二月一五日の西郷拳兵から起筆するが、同日条に拳兵にいたる経緯が遡って記述されている。明治一一年一月三〇日の戦死者埋葬地管理の記事に終わる。加筆訂正の箇所がおびただしい。所々に引用史料があるが、全体としては地の文で記された歴史記述となっている。ただし、記述に連続性はなく、網文集といった趣きである。一旦史料全文を書き写した後、それに主語や動詞を整えることによって地の文に直している箇所も散見される。前述の通り、「稿本A」の史料と記述をもとに作成されたと考えられる。

(3) 「征西史料」⁽²⁴⁾

本編二〇巻と別録一五冊からなり、別録は口供と罪犯人名簿である。目録記載⑥③に相当する。用紙は修史館野紙。冒頭に次のような例言がある。

一 曩ニ征西始末編纂ノ命アリ、而シテ陸海軍省未タ成書ヲ上ラス、故ヲ以テ行在所公文録、征討參軍報告、當中日誌等ニ憑拠シ、雑ユルニ各県ノ上申書及ヒ諸種ノ私記類ヲ以テシ、旁引博采、細大遺スナク、以テ本書編纂ノ料ニ資ス、仮リニ名テ征西史料ト云フ

一 此編明治十年二月西郷隆盛兵ヲ挙ケ反スルニ起リ、十月六師凱旋ニ終ル、而シテ其乱源ノ如キハ開端ニ追叙シ、勲功ヲ賞シ罪犯ヲ処スル等ハ其後ニ輯録ス、行文ハ一ニ原書ニ従ヒ、事ヲ以テ日ニ繋ケ、或ハ彼此錯綜シ、或ハ断章接続シ、以テ始末ヲ完フス、其語氣ノ明瞭ヲ欠キ、事実ノ重複ニ渉ル者、間々開削ヲ加フ、蓋シ十ノ一二ニ過サルノミ

一文移奏疏ノ類、其事ノ大ナル者ハ全文ヲ載セ、小ナル者ハ節録ス、要簡約ニ従フニアリ

二月一五日の西郷拳兵から明治一一年一月三〇日の戦死者埋葬地管理の記事までをカバーする。押紙修正が多いが、全体としては清書本である。「稿本B」における修正に一致する箇所があり、また、一旦「稿本B」の文章を転写して、それを押紙修正している箇所がある。「稿本B」より引用史料が多いが、「稿本B」の次段階の清書本と思われる。

各巻に奥書があり、「一等編修官 巖谷修 御用掛 岡谷繁実 一級写字 伊藤安廉」と担当者の名前が記される。注目されることは、奥書部分には「征西始末稿本」と記された上に、押紙で「征西史料」と訂正がなされていることで、この稿本が本来は「征西史料」ではなく「征西始末」であったことを示す。

以上の事実を総合するに、「征西史料」は、「稿本A」↓「稿本B」と積み重ねられてきた作業の延長線上にあり、当初は「征西始末」の、相当程度完成稿に近い稿本として成立したことをうかがわせる（奥書があることがそれを示す）。しかし、その成立後に冒頭に「例言」が付されて「史料」へ格下げされたものと考えられる。この格下げの理由は、「例言」が自ら述べるように陸海軍史料の未提出という事情もあろうが、編纂方針の転換も影響しているのではないかと考えられるが、この点は後述する。

(4) 「征西史料」補正⁽²⁵⁾

全二〇巻。目録記載^②に相当する。用紙は修史館野紙、一部修史館原稿用紙である。西郷拳兵の背景を記した「発端」から、明治一二年二月二五日の征討費決算報告書の提出までを記述する。「例言」があり、文章は異なるが趣旨は「征西史料」と同一である。本文成稿後に、あらたに収集したと思われる材料（「西征私史」「熊本鎮台戦闘日記」「第二旅団戦闘記」など）の抜き書きが添付されている。

タイトルからして「征西史料」に続く稿本であることは間違いないが、

「征西史料」の修正と当該稿本文が一致しない。当該稿本の修正部分も後続稿本と一致しない。前後関係が不明で、作成経緯・目的がはっきりしない稿本である。

当時第二局甲科所属の三等編修官であった依田百川（学海）の日記には、明治一四年七月九日条に、修史館が同年上半年期におこなった業務の一つとして「第三局にて征西史料廿卷成る⁽²⁶⁾」という記載があることから、成立年代が知られる。つまり、「最終稿本」第一冊の完成（明治一三年七月）以降もこの「征西史料 補正」を編纂する作業が並行して行われていたのである。また、追補部分に「西征私史」が含まれるが、前節で述べたとおり、同書を修史館が謄写するのは明治一五年一月以降のことなので、少なくともこの追補作業はそれ以降に行われたと考えられる。全体としては地の文に引用史料を交える点で「征西史料」と同一であるが、記述は冗長で、風説や俗謡のような雑多な記事も漏らさず拾っている。例言で述べられている通り、この段階で把握している事実を包括的にまとめるために作成されたものであろうか。

(5) 稿本C⁽²⁷⁾、稿本D⁽²⁸⁾

「稿本C」は第一冊（「発端」）と第五冊（六月一日から七月二七日まで）の二冊が架蔵されている。⁽²⁹⁾「稿本D」は第一冊から第六冊までである。用紙は修史館原稿用紙。いずれにも例言があり、加筆訂正があるが、「最終稿本」例言の原型となっている。「稿本C」以降が第二次編纂方針に基づくものであることがわかる。「稿本C」の修正は「稿本D」本文に一致し、「稿本D」の修正は最終稿本文に一致する。「稿本D」第二巻表紙に「第一巻ハ総裁公御閲覽ニ相成候間、保存内ニ加入了」という書き込みがあり、「稿本D」の作成と最終稿本の作成は順次並行して行われていたものと思われる。恐らく、「目録B」⑦の「三括」の稿本とは、この編纂途上の「稿本C」「稿本D」「最終稿本」を指す。

本文修正および付箋による意見の添付がおびただしい。付箋の大部分は文章表現や記述の順序にかかわるものである。これらはこの段階で記述のスタイルが作業の焦点となつてゐることを示す。そして、「稿本D」の付箋には「川田」「重野」「久米」等の印が押されているものがあり、これまでの第三局甲科の一等編修官巖谷修だけではなく、第二局に属する川田剛・重野安繹・久米邦武らの編修官が作業に参画している。つまり当該稿本は修史館全体での検討に付されているのである。たとえば「稿本D」において、久米邦武は、「県史教名諸文簿ヲ護シテ新町^{山鹿郡}ニ移ラントス」という文章に対して、「県史トハ前ノ属吏ナラン、此ハ上ノ「入ル」ニ接シ「移ラントス」ヲ「至リ」ニ改ム」と、前の部分との関係を明瞭にするため文章を改定することを求めている(二月二〇日条)。

3 編纂方針と稿本の関係

以上の諸稿本の残存状況から、「征西始末」最終稿本に至る編纂方針と編纂過程を復元するならば、それは次のような経過であつたと推測される。

まず、明治一一年三月、第一次編纂方針が策定され、これは紀事本末体を目指すものであつた。そして、最初に着手された作業は、史料を編年配列し、それから網文¹ 事実命題を取り出すという作業であつた(「稿本A」)。つまり、この時点では、事実命題が歴史記述の単位であり、それを主題別に分割すれば紀事本末体歴史書が作成され、クロノロジカルに配列すれば編年体歴史書が出来上がるという発想があつたものと思われる。

しかし、この紀事本末体方針は早期に放棄され、網文状の事実命題を編年して一書を編成するという方針での原稿作成が進められる。これが「稿本B」および「征西史料」である。「征西史料」においてそれは一旦

完成に近い段階まで仕上げられる。ここまですが編纂の第一段階である。

ところが、ここで第二次編纂方針が提起され、それに基づく新たな稿本の作成が行われ、編纂は第二段階を迎える。この段階に属するのが「稿本C」「稿本D」および「最終稿本」である。第二次編纂方針は第一段階において既になされていた編年体への転換を引き継いで、編年体の方針とする。そして、第一段階の「征西史料」と、第二段階の初期の「稿本C」との間には文章・構成の連続性がなく、第一段階で整理した事実を元にして、文章自体は新たに書き直されたと考えられる。

さらに、この段階では単に事実命題を集積して歴史記述を作るのではなく、記述の文章そのものが検討に付され、しかもそのような記述の模索が担当部署を超えて修史館全体の課題となつていた。このように修史館メンバーの関心の焦点が歴史記述のあり方へと向かつた背景と、その結果生み出された「最終稿本」の特質について、節を改めて検討する。

三 歴史記述をめぐる諸構想

1 末松謙澄の提案

今日史料編纂所に所蔵されている史料のなかに「鹿兒島兵乱始末編纂考案」と題された一冊がある。⁽³⁰⁾これはすでに安岡昭男によつて紹介されているものであるが、明治一二年五月、在ロンドン公使館勤務の末松謙澄が、「征西始末」の冒頭部に関して、記載すべき事項と、記述スタイルについて注意すべきことを記して修史館に送付したものである。末松は明治一一年二月に「英仏歴史編纂方法研究」を修史館から委嘱されており、それが、翌明治二二年にゼルウィー著 *The Science of History* に結実したことはよく知られる通りであるが、彼は並行して「征西始末」の編纂についても意見を提出していたのである。⁽³²⁾

末松の主張は、「事ヲ記シテ而シテ其由テ来ル所以ノ原因ヲ示サ、ル

ハ史ニシテ史ニ非ラサルナリ」と、歴史記述における因果関係を重視し、「時日ニノミ拘々シテ錯乱スルニ至ラサラシムベシ」と、編年体にこだわるべきではないとするものである。つまり、因果関係に沿った記述がクロノロジカルな記述に優先すべきであると末松は言う。それは「東洋史乗」のスタイルを廃し、「西洋史書」の長所を取り入れるべきであるという主張につながっている。末松は次のように述べる。

東洋史乗亦此般ノ記事ナキニ非ラスト雖トモ、所謂簡古ト云フヲ以テスルカ故ニ、文章ハ気力アルト雖トモ、布置ハ波瀾アリト雖トモ、而モ多クハ字句ノ虚飾ニ富テ実像ノ形容ニ乏シク、往々人ヲシテ搔痒セシムルヲ免レス

末松は彼が委嘱された「英仏歴史編纂方法研究」の成果の一部として、西洋史書の長所を取り入れた「征西始末」編纂方針の提案を、ロンドンから東京へ送付したわけである。

具体的な末松の編纂方針と、「最終稿本」とを比較してみると、大きな一致点は、冒頭に九州および鹿児島 の地誌、旧藩時代の鹿児島 の制度と士族の気風についての記述がある点であろう。これは、「稿本C」すなわち第二段階の編纂で始めて出現し、第一段階編纂にはなかった点である。第一段階から第二段階への転換に、末松意見が影響を与えていることが推測される。ただし、「最終稿本」は全体としては編年体史書であり、末松の言う編年体の全面的放棄という歴史記述の刷新にまでは踏み込んでいない。

2 重野安繹の関心と「薩摩叛乱記」

末松がこうした意見を提出した約半年後の明治一二年一二月、修史館一等編修官重野安繹は東京学士会院において「国史編纂の方法を論ず」と題する講演をおこない、従来の日本史書を批判する文脈のなかで、新

たな歴史記述の模索として「征西始末」に触れている。

重野によれば、古代日本の六国史は中国式の「編年体」史書ですらない。「真の編年に非ずして実録体なり……(中略)……たゞ至尊の動作、諸臣の進退を記するまでにて、所謂起居注日歴の類を潤色するに過ぎず」つまり単なる事実の羅列であるとしてこれを批判する。それに対して西洋の歴史書は「蓋其体年月を逐て編次すと雖も、事の本末は必其下に統記し、文中要旨の処は往々論断を加て読者の意を警発す。大抵編年に記事本末を兼る者の如し。又著名の人為出れば、小伝を附載するは紀伝体をも帯ると云ふべし。偕又史編の首に、必人種地理風俗等を載せ、其国士人情より叙起して、其参照に備るは、最着実の趣向と称すべし」とりわけ、「モンセイ」の「薩摩叛乱記」を取り上げ、「本邦漢土の唯事上に就て記し去る者と異にして、始に原づき終を要し、顛末を具書し、当日の事情をして躍々紙上に現出せしむ。其体裁誠に採るべきなり」と賞賛する。

ここで触れられている「薩摩叛乱記」とは、元駐日イギリス公使館員のマウンジーがこの年にロンドンで出版した *The Satsuma Rebellion* (「薩摩の反乱」) のことであり、同書訳稿本が修史館蔵書中に存在したことは、表2の九七号に見える。⁽³⁴⁾ これも沼田次郎が推測している通り、おそらくロンドンで末松謙澄が入手して修史館に送付し、訳稿が作成されたものと思われる。⁽³⁵⁾

そして重野は現在修史館で編纂進行中の「征西始末」について論を進め、次のように述べる。

曩に征西始末の官命あるや、館僚商議して其編輯例則を定めしに、予は薩摩の産なれば、彼地の情勢は熟知の事にて、西郷隆盛が此挙に及びしは、陸軍大将の官銜を恃むに非ず、又其人物非凡にして国家に大勲勞あるを恃むにも非ず、其主として恃む所は、旧薩藩一百

二十四外城の土族ありて、西郷平生其人心を得、一たび足を挙げれば、数万の勁兵景従の勢あり。其此勢を致す所以は、遠くは維新以前に、外城土をして城下士（鹿児島居住土族）と同一権利を得せしめ^(マ)に在り。近くは私学校を設け、内外土族を糾合せしに在れば、先薩藩外城の形勢、土族の原質より叙起せざる可らず。之を叙するには、藩祖開国の初にも遡る事あるべし。又熊本守城を叙するには、加藤清正築城の初、四方みな強藩勁敵にて、一朝事あらば熊本は四戦の地なるを以て、十分嬰守の心得にて築城せしは、即今日の用をなせし所以なり等、亦其始に遡り叙し去るべし。此類を推して例則を立てたしと陳ぜしに、館僚も同意して上議に及び、着手の央に前条に述べし薩摩叛乱記航来せり。因て彼此参互して、一部の新史を編み出さんと、掛人員勉勉従事せり。

以上を要するに、重野は、単に事実命題を列挙するだけの従来の日本の歴史書の方法を排し、西洋史書にならつて、諸事実の因果関係・相互関係を表現した歴史書を修史館において編纂すべきであると考えていたことになろう。その際、「征西始末」の編纂は、自らが薩摩出身であるということと、マウンジーの「薩摩叛乱記」の影響とによって、そうした歴史記述の実験として選択されたことが、この講演からはうかがえるのである。

前節での検討にこれをあわせて考えるならば、末松およびマウンジーの影響を受けた重野の構想は、「征西始末」の編纂が、事実命題の集積によって一書を成そうとする第一段階から、記述のあり方に工夫を持たせようとする第二段階への跳躍を経て行われたこと、またその編纂が、第一段階では直接の担当部署である第三局甲科内で進められたのに対し、第二段階では重野を含む修史館全体の作業となったことを、説明するものと思われる。

むすび

では、「最終稿本」はこうした重野の構想を十分に実現したものであっただろうか。

確かに、冒頭部分には九州・薩摩の地理的・歴史的背景が書き加えられたし、事実命題を列挙するような方法、あるいは事実命題にそれを裏付ける引用史料を列挙するような方法（つまり、「復古記」や『明治史要』が採用した方法）は採られず、全体を地の文によって記述する方法が採用された。叙述のなかにも読み手の興味を惹くような記述の工夫は見られる。たとえば、官軍による西郷の死体発見の部分などは、次のような感傷的な文章によって綴られている。

諸将未タ隆盛ノ生死ヲ詳ニセス、罌ヲ距ル十余歩、一肥大ノ屍ヲ見ル、……（中略）……其右腕ニ旧刀疵アリ、以テ其隆盛ナルヲ知ル、而シテ頭顱ナシ……（中略）……沙際頭髪少ク露ル、之ヲ発スレハ果シテ隆盛ナリ……（中略）……山県有朋之ヲ見、愀然容ヲ改メテ曰、嗚呼終ニ此ニ至ルカ

しかし、その大部分を占める戦記部分についていえば、先学の「主として編年的な戦争の記述」という指摘はおおむね妥当であるといわざるを得ないだろう。第一段階編纂の、事実命題の集積による歴史書の編纂という性格は払拭されるには至っていないのである。

こうした結果に至った背景には、「征西始末」が、直近の過去を扱う同時代史編纂物であり、第一節で見たように、記録管理と未分離の歴史編纂であったことが影響しているといえよう。重野らが直面したのは膨大な量の公文書とそれに記録された事実であったのであり、それを処理するためには、むしろ「網文―引用史料」型の処理方法の方が適切であった。それは、今日、戊辰戦争を研究するために『復古記』を参照する研

究者は存在しなくても、西南戦争を研究するために「征西始末」に依拠する研究者は存在しないことによっても明らかだろう。

しかし、重野ら修史館指導部は、この時期、「綱文—引用史料」型の歴史書を排し、事実の相互関係を適切に表現しうる歴史記述、いわば叙述的(narrative)な歴史記述を模索していたことは、本稿の検討によって明らかになったと思われる。「征西始末」はその実験場として選ばれたが、結局はその実験は成功せず、稿本のまま作業は放棄されたのである。

そして、明治一四年、重野らはいよいよ本格的に、明治太政官政府の手による日本の「正史」たる「大日本編年史」の編纂に着手する。この着手にあたって、重野は対立する川田剛らの一派を修史館から追放するが、この際の重野と川田の対立は、あくまで歴史書そのものの執筆開始を主張する重野と、一次史料の収集とその網文化による史料稿本の作成にとどめるべきであると主張する川田という対立であったと言われている⁽³⁶⁾。とすれば、事実命題の集積を目指した「征西始末」編纂第一段階と、叙述的な歴史書の編纂を目指したその編纂第二段階とは、この重野—川田対立を先取りした関係にあるともいえるのであり、さらにその後の「大日本編年史」編纂が直面した、記載すべき事実の横溢・増加という事態、「編年史」挫折と、一面では「川田の非編修説に退歩」した⁽³⁸⁾とも評される帝国大学文科大学史料編纂掛における『大日本史料』の発刊へ至る経緯の、一つの端緒ともいえるべき位置にあるとも言える。一見、平板な戦記に終始しているかに見える「征西始末」は、その編纂経過まで踏み込んで検討するとき、こうした歴史記述をめぐる諸構想のせめぎあいの文脈に位置づいてくるのである。

〔注〕

- (1) 修史部局における同時代史編纂の概観は、拙稿「明治政府の同時代史編纂」(箱石大編『戊辰戦争の史料学』、勉誠出版、二〇一一年、予定)を参照。
- (2) 沼田次郎「明治初期における西洋史学の輸入について」(伊東多三郎編『国民生活史研究 第三集』、吉川弘文館、一九五八年)。
- (3) 「公文録」明治十年十二月局伺(国立公文書館所蔵、二A—1—10—公二〇一五)。
- (4) 「公文録」明治十一年一月局伺(国立公文書館所蔵、二A—1—10—公二二二七)。
- (5) 東京大学史料編纂所所蔵、四一七〇・七一二一(以下、特に注記しない史料については東京大学史料編纂所所蔵。本稿所引の史料編纂所所蔵の請求記号四〇〇〇番台史料は大部分が同所「所蔵史料目録データベース」から画像で閲覧することが可能である)。
- (6) 四一七〇・七一二一。
- (7) 四一七〇・七一二〇。
- (8) なお、これら東京大学史料編纂所所蔵の西南戦争関係史料の主要なものについては、『鹿児島県史料 西南戦争』一—四(一九七八年—二〇〇八年)に収録されている。
- (9) 注4前掲史料。
- (10) 「修史館日記」(〇一七〇—一四) 明治十一年三月一八日条および七月九日条。
- (11) 同上、明治十一年三月二五日条。
- (12) 同上、明治十一年六月四日条。
- (13) 「史料編纂始末」二〇(〇一七〇—九)。
- (14) 四一四〇・七一五。
- (15) 千葉真由美「皇国地誌編纂過程における地図目録と地図主管の移動」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一四、二〇〇四年)。
- (16) 四一四〇・七一五。
- (17) 鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』(北海道大学図書刊行会、二

- 〇〇二年)、四五頁。
- (18) 四一四〇・七一四
- (19) 「史料編纂始末」八〇一四(〇一七〇一九)
- (20) 「公文録」明治十一年四月局伺(国立公文書館所蔵、二A一〇一〇二二四一)
- (21) 注18前掲史料
- (22) 四一四〇・七一八
- (23) 四一四〇・七一一
- (24) 四一四〇・七一二
- (25) 四一四〇・七一九
- (26) 学海日録研究会編『学海日録 第五卷』(岩波書店、一九九二年)、三五頁。
- (27) 四一四〇・七一四一
- (28) 四一四〇・七一一四二
- (29) なお、史料編纂所所蔵の未整理史料中に、「稿本C」の残りの冊と思われる稿本が存在している。
- (30) 四一四〇・七一九
- (31) 安岡昭男「解題」(マウンジー著・安岡昭男補注『薩摩反乱記』(平凡社、一九七九年)。
- (32) 沼田、注2前掲論文
- (33) 『増訂 重野博士史学論文集 上巻』(名著普及会、一九八九年)。
- (34) この翻訳本を元に、原文と対照して校訂を加えたものが注31前掲書である。なお、今日史料編纂所に伝存する同書英文原本は維新史料編纂会旧蔵のものであり、修史館蔵本ではないが、国立公文書館内閣文庫に伝来しているそれが訳稿の底本であった可能性がある(内閣文庫E〇〇五〇〇五)。
- (35) 沼田、注2前掲論文。
- (36) 久米邦武「余が見たる重野博士」(『歴史地理』一七三三、一九二二年)。
- (37) Margaret Mehl, *History and the State in Nineteenth-Century Japan*, New York, 1998.
- (38) 注36前掲史料。
- (付記) 本稿は科学研究費補助金・若手研究(B)「明治太政官における同時代史編纂の史学史的・記録管理史的研究」による研究成果の一部である。